

## 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な事業者の方へ 事業系一般廃棄物処理手数料の履行期限延長制度

川崎市では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、収支が悪化し、本市への支払いが困難な場合は、所管の処理センターへ申請することにより、4か月間、事業系一般廃棄物処理手数料の履行期限を延長することができるようになりますので、所管の処理センターへ御相談ください。

### 対象となる方

次のいずれも満たす事業者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、収支状況が悪化していること。
- ② 資産状況を考慮した上で、納入することが困難であること。
- ③ 事前に事業系一般廃棄物搬入の承認を受けていること。

### 適用範囲

申請書の提出があった月の1か月前から4か月間の搬入分の手数料が対象となります。  
※口座振替の場合は、申請書等の提出があった月の搬入分から4か月

### 申請手続等

申請書のほか、直近3か月程度の帳簿など収支の悪化状況及び資産の状況が確認できる資料を提出していただきます。

### お問い合わせ先

浮島処理センター（川崎区）・・・・・・・・・・・・・044-287-9600

堤根処理センター（幸区・中原区・高津区）・・・・・・・・044-541-2047

王禅寺処理センター（宮前区・多摩区・麻生区）・・・・044-966-6135